

質問第二八号

国家公務員倫理規程違反により懲戒処分された総務省職員の事案に関する質問
主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年三月三日

鈴木宗男

参議院議長 山東昭子 殿

国家公務員倫理規程違反により懲戒処分された総務省職員の事案に関する質問主意書

一 利害関係者にあたる株式会社東北新社からの接待問題で総務省職員が懲戒処分されたが、総務省課長級以上の者で、民間放送テレビ局からの接待を受けた者がいるかどうか、総務省内で調査は行っているか。

二 国家公務員倫理法に基づき、国家公務員倫理規程が定められているが、総務省課長級以上にあたる者で、過去五年間に民間放送テレビ局の部長以上の職にあたる者から接待を受けたという報告はあるか。あるとするならば、何件報告があるのか明らかにされたい。

三 国家公務員倫理法に基づく贈与等の報告で、五千円を超える贈与について報告することになっている。国家公務員倫理法が施行されてから、総務省課長級以上にあたる者で、民間放送テレビ局からの贈与等の報告はあるか。あるとするならば、今まで何件報告があるのか、国家公務員倫理法第六条、又、国家公務員倫理規程第十一条に基づき、具体的に明らかにされたい。

右質問する。